

-----

3番 堀江洋子議員

-----

議長（中西 康雄君）

通告順7番、堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

日本共産党の堀江洋子です。まず第1点目に後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度に関する与党のプロジェクトチームは11月18日の会合において、保険料の納付方法について、年金天引きを原則にするのではなく、口座振替を選択できる幅を広げる方針を確認をいたしました。来年4月から実施をしております。これまで月額1万5千円以上の年金を受給している加入者は、原則的に保険料を天引きされておりました。

しかし国民の広がりの中で与党は、6月に条件を緩和することで合意をいたし国民健康保険料を2年間滞納していなかった場合、それから年金収入が180万未満で世帯主または配偶者が保険料を肩代わりする場合の限定つきということで、口座振替も認めました。来年4月からはこうした要件は撤廃するというございですが、そこでお伺いをいたしますが、政府は年内に政令を改正することで、来年1月までに手続きをすれば同4月から口座振替が始まるようにするというございですが、加入者の手続き方法、それから周知の方法について、どのようにされるのか、まず1点目にお伺いをいたします。

また2点目に口座に十分な残高がなく、滞納が見込まれるケースも想定されるとしまして、市町村が認める場合とする方向で、今後検討する方針であるという話もありますが、町は加入者の口座残高を確認できるような状況にあるのかということについてもお伺いをいたします。

また3点目に年金の天引きに対する批判がおさまらないということを受けまして、今回の見直しにいたったわけでございですが、全ての高齢者が年金からの天引きと口座振替というのが選択をできて、

65 才から 74 才の国民健康保険だけに加入する世帯の年金からの保険料の天引きについても、同様に選択となり原則天引きが見直しをされるわけですが、後期高齢者医療制度は 75 才以上のお年寄りを、別だての医療制度に囲い込んで、際限ない保険料の負担増と差別料を強いるものであります。制度そのものに私は問題があると考えておりますので、見解を求めるものでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは堀江議員のまず 1 点目、1 項目めの後期高齢者医療制度のご質問にお答えします。1 点目でございますが、加入者の手続きあるいは周知の方法についてでございます。この長寿医療制度における保険料の納付方法につきましては、年金受給額が 18 万円以下などの場合を除き、原則年金から特別徴収をすることでスタートをいたしました。年金天引きに批判が集中したことから、年金収入が 180 万円以下などの一定の条件が満たした場合は、口座振替に切り換えるができるよう制度が見直されたところです。

更に平成 21 年度の予算編成を控え、与党高齢者医療制度のプロジェクトチームは平成 21 年度からの保険料につきましては、年金からの特別徴収か口座振替かを被保険者が自由に選べる完全選択制を導入すべきとの追加の改善策をとりまとめたところでございます。

これを受け国は年度内に政令改正するとのことですので、町といたしましても政令が改正され次第、こうした内容につきまして住民課、各支所等の窓口で周知を図るとともに、現在年金から天引きされている皆様には、個人通知によりお知らせするほか、町の広報で広く周知をしまいたいと考えております。

2 点目の加入者の口座残高を確認できるのかということでございますが、国は保険料を支払う能力があるにも係らず口座残高をゼロにするなど、悪質な滞納者が年金徴収から口座振替に切り換えた場合に、確実な納付が担保できない場合があるとし、切り替えの是非は市町村に委ねるとしておりません。

県内市町と調整する必要はございますが、当町としましては被保険者の納付方法については選択の自由を奪うものではないと考えております。議員ご指摘の被保険者の口座残高の確認は、個人情報保護の観点からも難しいことから、口座振替不能が生じた場合は、振替不能通知書を送付するほか、納付相談等を行い、滞納の防止に努めてまいりたいと考えております。

3点目の制度そのものに問題があるのではということでございます。とりわけ天引き批判を受けての改正でございますが、長寿医療制度はご承知のとおり、小泉内閣の医療制度改革の一環として、健康保険法等の一部を改正する法律の中で、財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の保険料と支えあう現役世代の負担の明確化、公平化を図ることを目的として、平成20年度に創設することがうたわれて、平成18年6月にこの法案が可決公布されたものでございます。この制度につきましては、現在加入しております国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立した保険に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの天引きが基本となっていることなど、後期高齢者医療という名称も含め、年齢で被保険者を切り離し保険料や医療の内容に格差をつけているなどの批判がなされております。

こうしたことを受けまして、先ほども説明させていただきましたが、与党のプロジェクトチームによりまして、改善策が示されるなど、国において国民の皆さんのご意見を伺う中で、より良い制度にしていくための努力がなされているところでございます。町といたしましては、全国町村会を通じて国に対し、制度の問題点や保険料負担の軽減などについて要望してきたところでございまして、今後とも制度の円滑な運営が図られるよう、国に対し要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

今回その年金天引きを選択できるようになったということで、6月に一度緩和しておきながら、それでもまたもう一回見直しをするということで、2度の見直しにも係わらず制度そのものの根幹には

触れず、そのままの制度でいくということで、小手先だけの見直しにしか、私はすぎないと思うんですが、この制度ができるまでは滞納していても、75才以上の高齢者からの保健の取り上げというのは、法律で禁止をしていたわけですけれども、この制度が始まって、保険料を1年以上滞納した高齢者からは、保険証を取り上げることができるという、そういった仕組みが導入されてしまいました。保険証が取り上げられてしまえば、お年寄りの方は資格証明書を発行されるということでありまして、医療機関、そういった窓口では医療費の全額を支払わなければならなくなってくるわけで、お金がなければ病気であっても、病院にかかれない受診できなくなってくるわけです。

こういったことで、病気になりがちなお年寄りを医療から排除してしまうものだと思うわけですが、県の連合の議会があるわけですが、連合の中でこういった資格証明書に関して、どのようにされていくのかという中身が、私どもにはわからないわけでありまして、連合のほうの議会ではどのような議論がなされるのか、なされているのか、町はどのように把握をしていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

そういうおっしゃられるようなケースはあろうかと思うんです。無きにしても非ずというようなことでございますが、この制度が始まったばかりというようなことで、どのような方が滞納となっているのかということが、まだしっかりと把握されていない状況でもございますが、現在、国の方針は国保と同様の扱いを予定し、相当な収入があるにも係わらず保険料を納めない悪質なものに限って適用すると、こういうふうなことになっております。

各県ごとに統一的な運用基準を定めるように指示が出ておりまして、現在連合から各市町へ収納率あるいは滞納状況等の調査の要請がございまして、町においてはこれから滞納調査を行い、その集約したものを連合でさらに分析調査を行うということございまして、保険料の徴収開始から1年を経過する時期までに統一的な要綱を作成して対応したいと考えているところでございます。



ます。

-----  
議長（中西 康雄君）

堀江議員。  
-----

3番（堀江 洋子君）

2点目の定額給付金についてお伺いをいたします。自治体にまる投げをされた定額給付金は消費税の増税付きの予約付き給付金であるということで、町長に見解を求めるものでありますけれども、政府与党は11月12日に追加経済対策の目玉として盛り込んだ定額給付金について、全世帯を給付対象として所得制限の設定は支給窓口となる各市町村の判断に委ねるということを決めたわけですが、選挙目当てのバラマキだということで、国民のひんしゅくを買う中で、麻生首相の発言もブレ続け、首相は与党に調整をまる投げして、ところがその与党から出てきたのが、結局所得制限をやるかやらないのかは、市町村に決めてもらうということで、自治体へのまる投げ策でありました。

翌日の11月13日付けの中日新聞でも、給付金迷走、地方へ所得制限市町村任せ、面倒はまる投げと、こういった大きな見出し、全国の地方紙でも一斉に批判記事が載ったということでありまして、昨日の中日新聞を見ましたら、各種世論調査では、国民の8割はもう今やその批判的であるということも載っておりました。やはり国民の方は本質を見抜いているという数字がこういったことにも現れていると、私は考えます。

麻生首相はこれまで10月30日にも、追加経済対策を発表した記者会見におきまして、3年後には消費税の値上げをしたいと明言をされましたし、それからこの12月12日の記者会見で生活防衛のための緊急対策を発表したわけですが、そこでも3年後に消費税の増税を実施する立場はまったく変わってないということで明言をされております。

新聞でも11月14日にはこの大台町に住んでいらっしゃる方の紹介もされておりまして、消費税への大変懸念をしている声ということで、金をばら蒔いた後に消費税を上げるぐらいなら、最初からしなくていいという声や、消費税をあげることへの反発を抑える小手先の手段であるという声も紹介されていたわけですが、小泉内閣以来、年間13兆円ということで、国民一人あたり10万円の

増税や負担増をやっておきながら、1回だけの2兆円の定額給付金で我慢しろといっても、私は国民は納得しないと思います。

しかも3年後には消費税の大増税が待っているということで、これは私は大増税の予約付きの給付金であると考えますので、町長の見解を求めるものであります。

2点目に11月28日に総務省は定額給付金について、都道府県そして政令市の担当者への説明会を開いたということで、その中で支給内容と手続きの原案というものを提示しました。このことを踏まえまして、以下2点目から伺うわけですが、2点目に大台町分の給付金はどれだけになるのかということで、お伺いをいたします。支給額は一人あたり1万2千円ということで、基準日というのが2009年の1月1日、それから2月1日のどちらかにおいて18才以下、65才以上の者は8千円を加算することとしているわけですが、大台町分の給付額はどのようなのか、またそれからその基準日というのが、1月1日が基準日となるのか、2月1日のどちらになるのかということも、あわせてお伺いをするものです。

所得制限は設けるのかということで、3点目にお伺いをいたします。所得制限については原案では政府与党が先ほども申しましたように、市町村の判断に委ねるというふうにしておりましたが、給付の差異を設けないことを基本とするということを明記をされました。実質的に全員に実施をするという原則を打ち出したわけですが、ただその11月28日の総務省の提示したものの中には、年間所得1,800万円を超えるものがある世帯については、市町村の判断で所得制限を超えたものを除外できるなど、結局全員対象とは言えないような中身も付けられました。

町は所得制限を超えた方は除外する考えであるのかお伺いをするものであります。また受け取る側の国民からも批判を受けて、配る側の自治体の側からも白紙撤回せよというような声が出るほどの定額給付金のわけでありますけれども、このことに関しては無責任ないい加減であるということで、所得制限を設けるかどうかということの判断を自治体にまる投げしたことに對して、批判と当惑の声が各市町の首長さんからも批判の声が相次いだわけですが、全国町村会は11月25日に所得制限を設ければ、市町村において貰えたり、貰えなかつたりでは不公平であり、窓口の混乱を招くということで、町村会でも所得制限を設けないということで決議をされたわけですが、やはり私も思うには、窓口での混乱ということや、事務負担が増えていくということで、大変心配をしますので、どのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

4点目にですが、所得制限を設けなくても世帯構成の把握やそれから本人の確認、振込に加えて窓口に住民が殺到するなど、混乱が生じないかという懸念があると思うんです。その総務省が示した説明会では、支給方法というのが、口座振込を優先ということが前提にされたわけですが、

三つの方法というか、案を示されました。ひとつは郵送で手続き後に口座振込をする。二つには窓口で手続き後、口座振込をする。三つには窓口で手続きをして、それから現金給付という、この三つの案を示されたわけですけれども、支給方法についてもお伺いをいたします。

5点目に転居者への二重支給や支給もれを防ぐ対策が、私は必要であると考えますので、お伺いをするわけですけれども、総務省の提示では支給開始日というのが、年度内の開始を目指すことを原則に市町村が決定することというふうに示されました。年度内の開始を目指すというこういった原則でありますけれども、年度末というのは市町村にとっては大変忙しい時期と重なって、転居者への二重支給や支給もれを防ぐ対策というのは、もっと大変必要になってくると思いますので、この点どのように考えているのかも伺いをいたします。

6点目に経済対策になるのかという点について、伺いをいたします。11月14日の中日新聞に定額給付金の地域別経済効果を試算した記事が載っておりました。経済効果はほぼゼロというふうに書かれておりました。経済成長率を押し上げる効果は全国で0.12パーセントで三重県では0.08パーセントということであります。今、被正規雇用の労働者がどんどんと首を切られて、寮を追い出されて、住所がなくなってしまうという、大変本当に困っている状況なんですけれども、本当に困っている人には渡らないというふうにも思いますし、それから家計にとってみましても景気が厳しい時に、いくら一回ぼっきりの給付金を貰ったとしても、旅行に行こうとか、そんな贅沢しまししょうなんていうことは思わないと思います。貯金に回したり、子どもの学費に回そうかというようなことを、きっと思われると思うんです。何よりも今回一番大きいことというのは、一回お金を上げるからは3年後には、消費税で返して頂戴ねということではないかと思しますので、これでは景気対策にはまったくなりません。町長の見解を求めるものであります。

-----  
議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

それでは定額給付金についてお答えをいたします。

まず定額給付金が消費税の予約付き交付金ではないかとのこと質問でございます。堀江議員のおっしゃられます定額給付金が消費税の予約付きであるというのは去る10月30日の総理大臣の記者会見の発言を受けてのことかと推察をいたします。確かに給付金を支給すると言いながら、経済状況を勘案して3年後に消費税を引き上げるというのは予約付きであると言われても仕方のない面がございます。ただ今回の定額給付金は急速な景気後退局面での生活支援、経済対策のために打ち出されたものでありまして、社会保障を含めた税体系の中で消費税を上げることとはおのずと位置づけが異なるように思います。将来への国民の不安を払拭するために財政の中期プログラムを年内にとりまとめて、国民に示すために発言されたのだと思いますが、その発表のタイミングが定額給付金と同時でありまして、その中身についても煮詰まっていなかったものであったために、誤解を受ける結果となってしまったように思います。

2点目の大台町に対する給付金でございますが、去る11月28日、総務省の定額給付金室から政令都市と都道府県に対して、定額給付金事業のたたき台としての概要説明がございました。まだ交付要綱ができるまでのたたき台でありますために、確定されたものではございませんが、平成20年11月30日現在の住民基本台帳人口で試算をいたしますと、大台町の定額給付金総額は1億7,243万2,000円となります。ちなみに給付額の算出方法は1人について12,000円でありまして、65才以上の方ど18才以下の方については8,000円が加算をされるところでございます。

その基準日でございますが、1月1日にするのか、あるいは2月1日にするのかということは、現在全国的に統一するというところでございまして、いま検討中であるとのことでございます。

3点目の所得制限を設けるのかということでございますが、この給付金事業は景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともにあわせて住民に広く給付することにより地域経済対策に資することを目的とすると、こういうことでございまして、当町としては所得を基準として給付に差異を設けないことにいたしたいと思っております。11月26日に全国市町村会でもそのように決議をされました。そういうことでこの1,800万円の差は設けないということで全員に行き渡ると、こういうことになろうかと思っております。

4点目のその交付の事務に関する混乱が生じないかということでございます。確かに郵送から始まり交付が終わるまでには申請時における施設入所者、あるいは一人暮らしの高齢者、入院中の方、外国人等々への対応、給付金を口座振込みにした場合の銀行口座の確認、また現金給付とした場合の本人確認等々、検討を要する課題がたくさんございます。

しかし議員ご指摘のような混乱が生じないように、万全を体制を整えていきたいと思っておりますが、いまだ大台町役場の中でもどのような形で進めるかというようなところまではいっていないのが

実情でございます。

5点目の転居者等への対応でございますが、住民基本台帳に記録をされている方を対象とするために、転出先または転入前の自治体との連絡を密にしていく必要がございます。したがって二次支給や支給漏れのないように、この万全を尽くしていかなければならないというようなことで、連絡体制あるいは協調体制をしっかりとつくっていかなければならないと思っております。このことにつきましても当然起こりうることかと思っておりますので、全国的な指針が出てくるのではないかと考えているところであります。

6点目のこの給付金が経済対策になるかということでございます。私も堀江議員と同様に、そんなに効果があるものじゃないと思っております。経済企画庁では平成10年度に行われました同様の地域振興券についてでございますが、総額6,194億円を交付したということでございまして、その3分の1が消費に回り、名目GTPを約2,000億円押し上げたというような結論付けを行っております。これらを今回の定額給付に当てはめてみますと、だいたい7,000億円の景気浮揚効果が考えられますが、本来は安心安全を実現するためのセイフティネットとして、本当に必要な人々への支援に使われるべき、また介護なり福祉とか、そういったことへの基盤に充てていくべきではないかなと、こう思っているところでございます。

そういう高齢者等の手厚い援助とか、あるいは医療費の軽減、障がい者へのさらなる援助、母子家庭への援助等、いろいろな政策が展開できるのではないかと考えているところでございます。ご指摘いただきましたように貯金やそういったところへ回ってしまって、その効果はなかなか表れにくいものではないかなあというふうに思っております。この大台町にも1億7,000万ほどの給付金が回ってきて、それを配布させていただくようなことになりますけれども、以前にその度々言いますが、奥伊勢フォレストピアをつくった時に、4年間で21億円の事業費を突っ込んだんですね。10億は過疎債の借金、8億は国庫補助金、県補助金、後の3億円が宮川村のお金、3億のお金でそれも4年間にわたって基金をつくっておって取り崩しをやってきたんですが、その3億円で21億の事業をやってきて、今ああいうふうな雇用も発生しておるといふようなことから、1億7千万もあれば相当の事業ができるのではないかな、もっともっと長く地域の発展あるいは活性化にむけての取り組みができるのではないかなということを思っているところでもございますので、付け加えさせていただきたいと思っております。以上です。

.....

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

その地域振興券ということで、町長からも答弁があったわけですが、地域振興券の時はその自治体の持ち出しが、国がみてくれた分もあったと思うんです。今回は職員の給料においても、そんな国がみてくれるわけではないと思いますので、その地域振興券を実施した時の以前は宮川村と大台町だったんで、数字で比べようがないとは思いますが、事務的な職員の給与などにかかってくる町の持ち出し分なんていうのは試算ができていて、何もそんな職員は仕事だけ余分にさせられて、町が余分な持ち出しなせないかんかんということになってくると思うんです。試算はされているのか、どれだけ持ち出しせないかんのかということについても、お伺いをいたします。

それから今ケーブルテレビでも放映されておりましたし、それから新聞にも定額給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の問い合わせにご注意くださいと、こういった記事も12月13日付けであったわけですが、国の第2次の補正予算も通ってない、関連法案も全然成立をしてない、そういった中でこういった注意してくださいねと、住民の方に呼びかけなければいけない給付金は、そもそもおかしいというふうに私は思うんですけれども、作業する人がおかしいんですけれども、本来は、

でもそういうことも踏まえて、こういう皆さんに呼びかけをしないといけない給付金は一体なんやと私は思いますので、このことについての見解もお伺いをいたします。

それからさきほどずっと答弁を聞いておりましたら、11月28日の総務省が示した案というものがありませんけれども、結局のところ詳細までは詰まっていないというのが現実であろうかと思えます。今回の一般質問の締め切りが11月21日で締め切りぎりぎり提出をしたわけですが、その2日ぐらい前だったと思いますけれども、担当課はどこになるのかなというふうに聞いたら、まだ決まっていないということでありました。どちらも譲り合いをしているのかなという雰囲気もあり、私は企画課なのか総務課なのかという思いもあったわけですが、担当課はいったいどこになるのかという点についてもお伺いをいたします。

それとその総務省が説明をした11月28日は、やはり自治体の担当者からは不満の声が大きくあがったということで、実施主体となる市町村の声をもっと聞いてほしいとか、それからこんなことをして地域への景気浮揚効果はあるんかと、それから現場の事務作業の混乱が予想されるではないかとい

ったような声が出されたということでもあります。こんなことでさきほども言いましたけれども、年度末の大変忙しい時に、こういった膨大な事務作業をせないかんということ、市町村は押し付けられるわけでありまして、たまったものではないと思うんです。この点についてもお伺いをいたします。

それから、この総務省が示したこの案は、やはり年度内での給付開始開始を目指すということで、そういう文言というのは、しっかりと明記をされております。とにかくとにかく、その年度内に給付を開始したいというような政府与党の思惑だけでありまして、現場はやっぱり振り回されてしまうというふうに思います。

さきほど1点目に、私が消費税の予約付きの給付金やということで、質問をしましたが、町長は麻生首相じゃないのでわかりませんが、国民の側としてはその出すタイミングがと言われ、答弁はされましたけれども、しっかりと見抜いているわけでありまして、3年後に消費税は増税という予約付きの給付金であることには変わりはないと思うんです。そもそも公明党がリードして進めてきた給付金ということで、自民党の中でも止めといたほうがええんやないかなというような意見もあり、あっち行ったりこっち行ったりぶらついて、結局丸投げをされてしまった形であります。庶民の懐は冷え込む一方でありまして、こういった効果が薄いというふうなこともわかっている対策をですね、一方的に押し付けてくる政府与党のやり方は、大変矛盾を市町村に、そして国民に与えるものであると考えますので、この点についてもお伺いをいたします。給付は一瞬で、増税は一生押し付けられるものであると思いますので、見解を求めます。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

この業務を遂行するためのですね、事務負担と言いますか、そういったようなものは当然、発生をしてくるわけでありまして、10年前のその地域振興券のりにどうやったんかということで、把握はいたしておりませんが、相当の時間的な部分でとられておるといようなこともありまして、その分、経費も発生は多少はしているんだろうというふうに思っております。

いまどきですね、まだその対策の法的なもの、あるいは予算も動かしてない段階で、もうすでに給付した際の振り込め詐欺等の懸念というのが、先走っておると、こういうようなことでもございます。

それをさほどしなければならん、かようなほどせんならんようなですね、社会情勢になっておるんやなということで、ちょっとこう情けないような社会経済状況やなというように思います。それだけ心が貧相になっておると言うんか、社会経済状況が荒れておるといふ現われじゃないかなと思います。

これ総務省の説明会がその11月28日に行われました。その時点で、担当課についてですね、堀江さんの質問締め切りの時点での担当課はどこなやというふうなことでもございますが、まだ今、はっきりまだ決めておりません。これは庁内できちっと近々決めていかなければならんことやと思いますんで、その対応は当然、していかならんわけでもございますが、近いうちに決定をさせていただきたいと思います。

この給付事業でですね、いろんな年度内にやれということでもございますんで、当然、この年明けますと、予算のことやら来年度の計画のことやら、そしてまたこの20年度の締めとか、いろんな業務をきちっとやっていかなあかんというようなことの中で、輻輳してくる時期でですね、1年でも最も忙しい時期であるわけなんですけど、そういう最中にそれも加えてやらんならんというようなことでもございますんで、その部分がいろんなその確認とかですね、問い合わせやらの相談やら、いろんなことで時間が割かれるということは、もうかなりの量的なものがあるんだろうと思います。

ここら辺がそのお金くれるんかと、事務費はくれるというふうなことでもありますんで、それはそれなりにせんとですな、ただでやれよというわけには、なかなかこれいきませんのでね、しっかり対応していかなあかんと思っております。

そういうことで、現場としては結構振り回されるということが強いということですね。後期高齢者のことでもそうですが、もう度重なってですね、もう細かく、担当者から話、私聞くんですけど、もう理解ができないぐらいですね、細かいところでああなってこうなってということが、いっぱい出てくるんですね。

ということで、それほどその制度の変転がもう著しい。介護保険もそうですけども、いろんなものが輻輳してきてですね、もうちょっとこうすっきりとわかりやすいようなのにならんのかいなということが、こう思うんですけど、しかし、その公平性とかですね、いろんなところから見てですね、そのような形、細かく規定せんと対応ができにくいという、そういう事情も当然あるわけなんですけど、何にしても非常に最近の制度がですね、もう少し根幹をしっかりと時間をかけて、じっくりと練り上げてもらわないと、我々としてもしよっちゅうそれに振り回されんならん、ちょっとそのシステムですね、パソコンなんか改良するだけでもですね、300万円、400万円すぐ要るわけですよ。年齢変える

だけでも、あるいはもう日をちょっと変えるだけでも、それでものすごい金が必要ですね。

そんな金くれるんかと言うたら、いやいや交付税で見えますって、こういうふうなことですよ。ですんで、交付税と言うたらもうね、交付税全体が下がっておるんですから、もらわんのと一緒のことですわ、算定には入ってますけど。そういうようなことでもありますんで、もうお金も人もですね、どんどんどんもう官から民じゃないですけど、国から地方へどんどんどんお金は来ん、仕事はようけやって来るというようなことで、市町も大変な状況になってきつつあるということでございまして、ちょっと困っておるようなことでもございます。

で、この消費税、あるいは給付金ですね、申し上げたそのタイミングが非常に悪いというふうなことなんですけど、たまたまそうなったところでございますけど、国民の皆さん8割がですね、そういうような消費税をにらんだこの給付金やないか、それこそ飴と鞭みたいな形になっておるといふようなことですが、そういうことも否めないと思うんですね。否定は私はいたしませんけど、しかし、この消費税は消費税として、この財政状況、あるいは全体見渡してみたときですね、これまでの20世紀、どんどんどん護送船団方式でやってきた財政状況のそのツケがですね、今来ておると、そのツケをこれからの世代に負わしていこうやないかと、こういうふうなことになってきますんで、これもいかなもんかなとは思いますが。

しかし、これを放っておいたら、それこそ社会保障、どんどんどん伸び続ける介護なり、医療なり、福祉なり、いろんなその国民生活にとってですね、何をどのようにしていかなあかんのやと言うと、やはり消費税ということにならざるを得ないのやないか、消費税上げるまでにですね、いろんな経費の節減ということ、当然出てくるわけですが、私いつも言いますように、社会保障と地方財政と公共事業の切り詰めということ、それこそ国民生活がどんどんどん悪くなっていくということですね。

この3つがもうどんどんどん削減されてくると、これらを維持しようと思うと、何をやるの、税を上げてもらわんとなく、こういうふうなことになるんだろうと思いますが、今後、またそこら辺の議論も見渡しつつですね、対応していかなばならんかと、こう思っているところでございますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

迷走に迷走をいまだに重ね続けている定額給付金なわけでありましてけれども、最後に町長に伺いたいのはですね、麻生首相は、その定額給付金について、地方分権やで市町村にやってもらうんやというふうに言いました。何が地方分権なんやと、そんなことを分権なんてというふうには言ってほしくないということで、一体何を言うておるのかなと思うたわけですけども、こういったことが本当に町長も、地方分権であると考えているんかということ、最後にお尋ねして質問終わります。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

あの人の言われることはですね、ちょっとこうパッパ〜とこう言うてしまうところがあってですね、本当にこう何なんやということは、いっぱいあるんですね。ホテルオークラかどっか知らんけど、夜は一杯飲んで、それは自分の金で飲んでええやろと思いますけど、岡崎や安城では良かったけど、名古屋でなくて良かったとか、そういう災害のことでもそんなこと言ってみたりですね、いろいろやられるんで、もうちょっと言葉選んで言うてくれたらなと思うのは、実感です。

そういうことで、今回もこの分権というふうなことにはね、ちょっと筋が違っておるなということだと思います。実際にその分権というのは、本当に国民生活にかかわってきちんとその業務をですね、機関委任事務というのは廃止されましたけど、そういう部分の中で分権という市町村に権限を与え、地方に権限を与えて、予算も与えて地方独自に行政を展開せよ、いわゆる小さな地方政府というふうな形になるんだろうと思いますが、そういう流れが出てきておるということですから、こんな定額給付金はですね、分権やさけえと言うてももろたら、それはちょっと具合悪いなということが実感でございます。

---

議長（中西 康雄君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は11時ちょうどといたします。

（午前 10時 50分）

---

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午前 11時 00分）